

特定健診のおすすめ 毎年1回の健診であなたの健康チェックを忘れずに

特定健診は糖尿病、高血圧症など生活習慣病の発症とその重症化を予防するための検査です。生活習慣病に陥る前のメタボリックシンドローム該当者、予備群を見つけるための検査を行います。

昨年度の特定健診受診率は39.5%でした。前年度より3.9%上昇しましたが、目標の40%には届きませんでした。本年度は受診率45%が目標です。あなたの健康をチェックするため年に1度の健康チェックを欠かさずに。

(表1)第2期特定健康診査等実施計画目標達成状況(%、Hは平成年度)

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
受診率	39.5%				

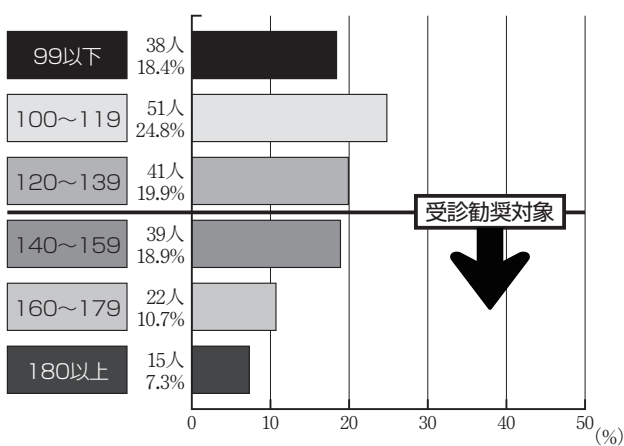
昨年度初めて特定健診を受診された方の中で医療機関未受診者の方の状況を見ると、LDL(悪玉)コレステロールと血圧に関して、すでに医療機関を受診する必要がある状態になっている方が多くいらっしゃいました。(図1)

LDLコレステロールが多い状態で健康が悪化し重症化すると、動脈硬化を引き起こします。高血圧が重症化すると虚血性心疾患=狭心症、心筋梗塞(こうそく)=や脳卒中を引き起こすリスクが高まります。

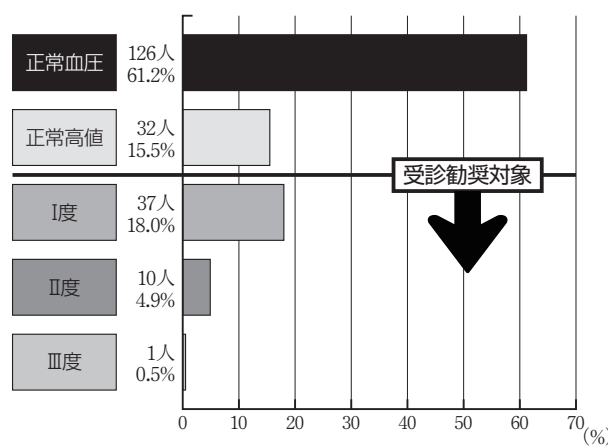
日常生活に支障がない方でも生活習慣病が進行している場合がありますので、特定健診であなたの健康状態を定期的にチェックしましょう。

(図1)昨年度新規受診者の受診勧奨率

LDLコレステロール



血圧



(表2)昨年度特定健康診査受診状況と医療機関受診状況(人)

健診受診者		健診未受診者	
治療中	治療なし	治療中	治療なし
1,703	590	2,156	1,411

特定健診、医療機関受診データがないため、健康状態がわからない

特定健診の受診方法は、広域連合から送付したチラシをご覧ください。町保健福祉課保健指導室までお問い合わせください。☎(代)82-2111

限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新時期です

国民健康保険の限度額適用認定証が1月から更新となりました。病院など医療機関で診療を受ける場合は、医療機関の窓口で新しい認定証と被保険者証を一緒にご提示ください。被保険者の方にはすでに新しい認定証を送付しています。今までお使いだったお手持の認定証の有効期限は「昨年12月末日まで」ですので、期限切れ後のものは破棄してください。

1月更新の限度額適用(標準負担額減額)認定証等

国民健康保険加入者(70歳未満)	①国民健康保険限度額適用認定証
	対象 住民税の課税世帯(昨年12月31日までの有効期限認定証をお持ちの方)
	内容 医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用)
	交付 該当者に郵送(手続きは必要ありません)
国民健康保険加入者(70歳未満)	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
	対象 国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯(昨年12月31日まで有効期限日の認定証をお持ちの方)
	内容 ・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した際の食事負担額の軽減
	交付 該当者に郵送(手続きは必要ありません)

※有効期限は7月31日までです。

※70歳以上で②をお持ちの方は、引き続き7月31日まで現在お手持の認定証を使用できます。(今回更新はありません)

※70歳未満で現在①も②もお持ちでない方で新しく申請する場合は手続きが必要です。役場国民健康保険担当までお問い合わせください。

◆更新となる理由

高額療養費の自己負担限度額の区分が1月から細分化したためです。

▶昨年12月31日まで

区分	限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)
A. 上位所得者	150,000円	83,400円
	※医療費が500,000円を超えた場合 150,000円+(医療費の総額-500,000円)×1%	
B. 一般	80,100円	44,400円
	※医療費が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	
C. 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

▶1月1日から

区分	限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)
ア. 上位所得者1	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ. 上位所得者2	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ. 一般1	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ. 一般2	57,600円	44,400円
オ. 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

お問い合わせ

- ▶大雪地区広域連合国民健康保険対策室……☎82-3697(直通)(内線562、563)
- ▶定住促進課住民室……☎82-2111(代)(内線111)